

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月8日（平成29年（行情）諮問第476号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第479号）

事件名：裁判書類一式（水俣病認定に関するもの）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「裁判書類一式（みなまた病認定に関するもの）直近年度分」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月1日付け厚生労働省発総0901第5号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年7月31日付け（同年8月2日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年9月11日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、水俣病の認定に関する裁判書類である。

## (2) 本件対象文書の保有について

環境省設置法（平成11年法律第101号）4条1項10号の規定により、環境省は「公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること」に係る事務をつかさどることとされている。

したがって、水俣病の認定については、環境省が所掌しており、厚生労働省においては、本件対象文書を保有していない。

なお、本件開示請求の受付時に、当該開示請求の内容については、環境省が所掌している旨を教示したが、審査請求人が厚生労働省に対して請求する旨を強く主張したため、受け付けたものである。

以上により、上記3（1）で特定した本件対象文書について、作成・取得しておらず、これを保有していないため、法9条2項により不開示とした処分庁の判断は妥当である。

## (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「行政文書不開示決定処分の取り消しを求める。」としているが、これに対する諮問庁の説明は、上記3（2）のとおりであり、審査請求人の主張は失当である

## 4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月18日 審議
- ④ 同年2月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「裁判書類一式（みなまた病認定に関するもの）直近年度分」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下の旨を説明する。

#### ア 所掌事務について

環境省設置法4条1項10号の規定により、環境省は「公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること」に係る事務をつかさどるこ

ととされている。

したがって、水俣病の認定については、環境省が所掌しており、厚生労働省においては、本件対象文書を保有していない。

なお、本件開示請求の受付時に、当該開示請求の内容については、環境省が所掌している旨を教示したが、審査請求人が厚生労働省に対して請求する旨を強く主張したため、受け付けたものである。

イ 本件対象文書の保有について

上記アのとおり、本件対象文書について、作成・取得しておらず、これを保有していないため、法9条2項により不開示とした処分庁の判断は妥当である。

- (2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、環境省の所掌事務を定めた環境省設置法に基づくものであり、不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子